

## ※合併浄化槽管理者の皆様へ

# 浄化槽維持管理費補助制度について

### ◎浄化槽維持管理費補助制度の趣旨

快適な生活環境の早期改善と河川や海の水質をきれいにするために、生活雑排水（台所、風呂、洗濯等）とし尿を併せて処理する合併処理浄化槽を良好な状況に保つには、法律で定められた法定検査・保守点検・清掃を行う必要があります。個人の方の費用負担を軽減するため、加古川市では維持管理費の一部を補助する制度を創設しています。



### ◎維持管理費補助の概要

#### 1. 対象者

適正な維持管理が行われている 10 人槽以下の合併処理浄化槽管理者

※ 適正な維持管理とは、以下の(1)～(3)を全て満たすこと

(1) 専門業者により浄化槽の保守点検を年 3 回以上(法の定めのある場合を除く)実施していること

(2) 浄化槽の清掃(汚泥の引抜きを含む)を年 1 回以上実施していること

(3) 浄化槽法第 11 条第 1 項に規定する法定検査(年 1 回)を受検し、結果が「適正」又は、「おおむね適正」であること

※ 結果が「不適正」の場合は、指摘事項を改善の上、改善報告書の提出が必要

#### 2. 対象区域

集合処理区域(公共下水道など)以外で、都市計画法に規定する工業専用地域以外の区域

※ 区域のお問い合わせは、上下水道局下水道課(427-9289)または尾上処理工場(422-5560)へ

#### 3. 補助金の金額

年間 20,000 円(補助の期間は、初回申請から 15 年間※毎年申請が必要です。)

#### 4. 手続きの流れ

##### ★法定検査の受検★

浄化槽法 11 条に基づく法定検査(年 1 回)を受けてください。

※兵庫県の指定検査機関である一般社団法人兵庫県水質保全センターが実施します。

##### 【検査結果の通知】

※「不適正」の場合は、指摘事項を改善した上で尾上処理工場へ改善報告書の提出が必要となります。

##### ★交付申請(請求書)★

法定検査受検日から 4 か月以内に申請してください。4 か月以内であれば、年度をまたがっても申請できます。

ただし、その年度の 3 月 16 日から 3 月 31 日までは受付できません。

##### 【交付決定(確定)通知書】

ご本人宛に通知いたします。

##### 【補助金交付】

ご指定の金融機関の口座に振り込まれます。

### ◎維持管理費補助の申請窓口

○加古川市 尾上処理工場 (加古川市尾上町養田 1650 番地 管理棟 2 階)

○加古川市 環境第 2 課 (加古川市野口町水足 1452 番地の 1 環境美化センター 2 階)

○加古川市 環境保全課 (加古川市加古川町北在家 2000 番地 市庁舎新館 7 階)

※ 受付時間は、市役所開庁日の 8:30～16:30 です。



#### 【補助制度に関する問合せ先】

加古川市 尾上処理工場

電話 079-422-5560

Fax 079-424-7274

## ◎申請書・添付書類

### 1. 申請書類

「浄化槽維持管理費補助金交付申請(請求)書」に添付書類をつけて、申請窓口で申請してください。

※申請(請求)書は、申請窓口及び各市民センターで配布しています。また、尾上処理工場のホームページから印刷することもできます。

### 2. 添付書類等

今回の法定検査から遡及して、概ね1年間に実施した保守点検・清掃が対象となります。ただし、前回申請時に対象となった保守点検・清掃は対象になりません。

(1) 法定検査結果書(浄化槽法 11 条)及び、領収書または支払ったことが確認できるものの写し

(2) 保守点検記録票(3回分)及び、領収書または支払ったことが確認できるものの写し

(3) 浄化槽清掃記録票及び、領収書または支払ったことが確認できるものの写し

(4) 改善報告書の写し(法定検査結果書の結果判定が不適正の場合のみ)

(5) 申請者名義の口座番号がわかるもの

※領収書等で保守点検(3回分)及び清掃の実施が確認できる場合は、記録票の写しの添付を省略できます。



### 3. 申請時期等

申請期間は、今回の法定検査(浄化槽法 11 条)受検日から4か月以内です。4か月以内であれば、年度をまたがっても申請できます。ただし、各年度の申請は、3月16日から3月31日までは受付できません。

(例) 下表は今回の法定検査を受検した場合の日程例(保守点検・清掃・法定検査)です。

|             |                                                                                                                                                                          |     |     |               |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|---------------|
| 水質保全センターが実施 |                                                                                                                                                                          |     |     | 申請期間<br>4か月以内 |
| 法定検査        | <div style="text-align: center;"> <span style="color: red;">☆</span> ←----- 補助対象の期間 -----&gt; <span style="color: red;">★</span><br/>             概ね1年間           </div> |     |     | 今回法定検査(11条)   |
| 委託業者が実施     | ▼                                                                                                                                                                        | ▼   | ▼   |               |
| 保守点検        | 1回目                                                                                                                                                                      | 2回目 | 3回目 |               |
| 委託業者が実施     | ●                                                                                                                                                                        |     |     |               |
| 清掃          | 1回                                                                                                                                                                       |     |     |               |

## ◎設置後の維持管理について

浄化槽を設置した後は、下記のとおり維持管理の実施が必要です。

|       |                                                                                                                                                                     |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 保守点検  | 年3回以上の保守点検(機器の点検修理・消毒剤の補充等)を実施してください。<br>※兵庫県から登録を受けた保守点検業者が実施                                                                                                      |
| 清掃    | 年1回以上の浄化槽の清掃(汚泥引抜を含む。)を実施してください。<br>※加古川市が許可した清掃業者が実施                                                                                                               |
| 法定検査  | 使用開始後3か月～8か月の期間に実施する設置後の水質検査(浄化槽法7条)を受けてください。(初回のみ)<br>年1回の法定検査(浄化槽法11条)を受けてください。(2回目以降)<br>※兵庫県の指定検査機関 一般社団法人兵庫県水質保全センターが実施                                        |
| 書類の保管 | 法定検査の検査結果書及び保守点検業者・清掃業者から交付された記録票については、浄化槽法等により、3年間保管義務があります。<br>また、法定検査、保守点検及び清掃手数料の領収書についても保管してください。<br><u>※上記、記録票、検査結果書及び領収書は「維持管理費補助金」の交付申請の添付書類として必要になります。</u> |

**浄化槽の機能を発揮させるためには  
正しい維持管理が必要不可欠です。**

保守点検



清掃



法定検査

